

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## The Irrigation System in Nong Paman, a Lannathai Village in Northern Thailand

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田辺, 繁治 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00004625">https://doi.org/10.15021/00004625</a>

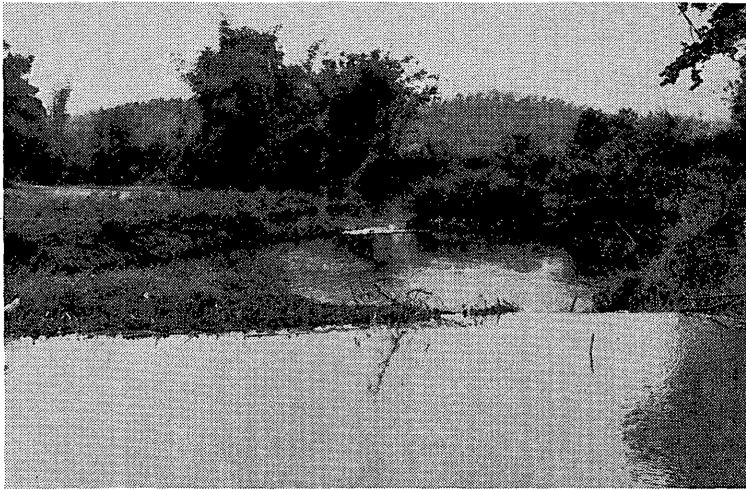


写真5 支谷・扇状地型灌漑体系を形成するラーンナータイの伝統的な二重堰  
(ノーンパーマン堰, 1975年3月)

急傾斜地点では二重の格差が設けられる。堤体は無数の杭木で築造されている。乾季の渇水期であるため、越流水脈は越流吐のみに落ちる。

杭を多量に打ち込んだものが多い。特に急傾斜の取水点では、主堰と支堰で二重の落差を設けて落す二重堰の形態をとる(写真5)。これらの支谷・扇状地の伝統的な堰のほとんどは毎年雨季直前に改修普請をくりかえす一時的な仮締切堰である。これらの地域における、9月から10月の集中豪雨による流量の急激な増加と鉄砲水の出水は、部分的にこれらの堰を破壊し、集落・耕地に対する洪水を防止・緩和させることになる。このような堰の構造は、必然的に水がかりの農民の組織された労働力の投入による毎年の普請工事を不可欠のものとするのである。

一方、ピン川本流沿い沖積平野の水田灌漑体系は、ピン川本流に取水する大規模な堰を有し、支谷・扇状地より大面積の水がかりを形成する。後者の水がかりは200ライ(1ライ=1,600m<sup>2</sup>)程から1,000ライに満たない規模であるのに対し、前者は一般的に数千ライから時に1万ライ以上に達する。堰の構造形態も本流の舟運を可能とするための舟通しなどが設けられ、杭材を打ち込んだものから、丸材を組合せ、その間に岩石を敷きつめた半恒久的構造をもつものまでである。チェンマイ市域南東端のピン本流に19世紀末にかけられた Phayā Kham 堰は幅 17m 長さ 106m におよび、その水がかりはサーラピー郡まで約10,000ライ、10数カ村にわたる入会用水を形成している(写真6,7)。このような沖積地型の伝統的な堰は、チェンマイ盆地内でピン本流に沿って19カ所存在する(図6)。この種の大規模な堰においても、ほとんど毎年、

破損箇所<sup>15)</sup>の改修と用水路の底浚えが、水がかりの用水受益者の手によって行なわれることは、支谷・扇状地型の堰の場合と同じである。

このように支谷・扇状地と沖積平野の灌漑体系は、構造的、形態的にはきわめて類似したものであるにもかかわらず、用水供給の機能的側面においては格段の差が認められる。しかしさらに上位のオーダーで用水供給を安定的に可能とするもう一つの灌漑体系が認められる。扇状地ごとの小規模なシステムにおいては、谷口の扇頂部に取水し、扇中央部に用水路をまわして分水する方法がとられるが、扇状地面全域にわたり有効に分水することは、それらの支流の流量の制約からきわめて困難である。このことは、ある一定の条件下で安定した用水確保をしていた扇状地面において、人口圧のもとで開墾、新村形成による水田面積拡大が行なわれた場合、用水をめぐる水収支の均衡が崩れ、不安定な状態におちいることを意味する<sup>15)</sup>。一つの井郷・用水組織内部における不安定はもとより、上流・下流に複数の用水組織が存在する場合、この用水不安定は必然的に組織間の水論の先鋭化をひきおこすことになる。このような用水不安定の発生とは、取水源の流況、導水・分水する用水路の微地形的・土壌の条件などに規定される水収支の均衡が、水田面積拡大を直接的契機として崩壊することにほかならない。この崩壊のメカニズムは、支谷・扇状地はもとより、比較的水源の供給量が豊富な沖積平野の灌漑体系においても同様である。この用水不安定のメカニズムを技術的に克服するシステムは、より豊富な本流水源に取水して、扇状地ごとに独立的に成立した原初的な灌漑体系を横断的に統合する井堰合口事業による、統合井堰の創出である。統合井堰の水がかりは、はるかに大規模となり、チェンマイ盆地では数万ライ以上に達する。

以上のごとく、チェンマイ盆地における灌漑体系には、地形的・水文的条件、あるいはそれらの制約を技術的にいかに克服するかという点で、三つのレベルの異なる類型を設定することができる。それらの灌漑体系を模式的に示したのが図5であり、それぞれの大きな灌漑面積の規模は、支谷・扇状地型体系 ( $10^2$ – $10^3$  ライ)、沖積平野型体系 ( $10^3$ – $10^4$  ライ)、統合井堰型体系 ( $10^4$  ライ以上) であり、明らかにレベルのちがいが認められる。

山間盆地の灌漑体系の3類型は技術論的にはレベルのちがいであり、山間盆地の生活空間にもっとも適応した重力式灌漑そのものの発展拡大にすぎない。幹線用水路から最末端の一筆耕地にいたる分水のシステムもまったく同質的な形態をとる。取水堰は一般に fāi とよばれるが、分岐点ごとの小規模な分水堰は tae とよんで区別さ

15) 特に近年における乾季稲作の導入による乾季の用水不足が各地で目だつ。



写真6 渇水期における、ピン川本流に架設された Phayā Kham 堰 (1975年2月)  
チェンマイ盆地の沖積平野型灌漑体系を形成する典型的な堰。

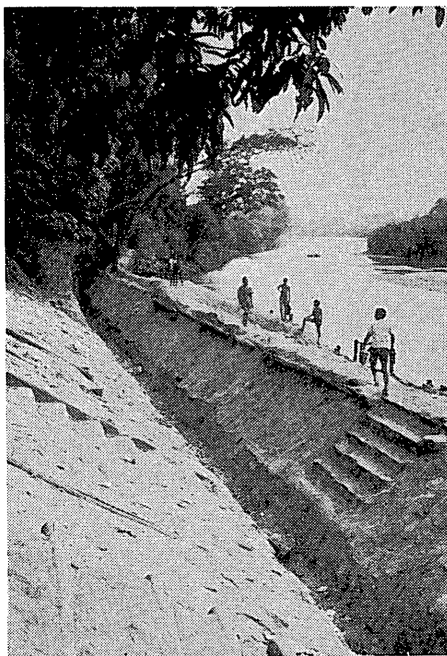


写真7  
Phayā Kham 堰頭からあらたに開削された幹線用水路 Mūang Nōng Hī (1975年2月)

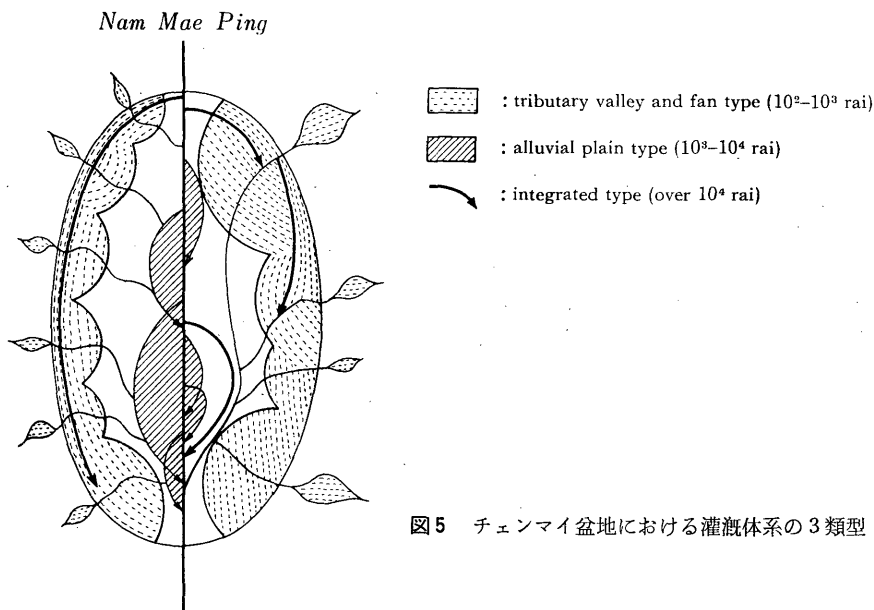


図5 チェンマイ盆地における灌漑体系の3類型

れる [MÉT, 1965: pp. 181], [THAMMARĀCHĀMUWAT, 1971: p. 204].

分水体系は基本的に、唯一の取水源からしだいに小規模な分水施設 (tae) をへて各一筆に面的に配分する、流水による樹枝状分水体系を形成している。この樹枝状分水体系は唯一の水源と、そこから供給される限られた流水の配分という機能を有し、きわめて自己完結の性格をおびている。また堰・用水路 müang の不完全性、すなわち毎年の堰普請・底浚えの必要性および限定された用水の配分の必要性は、そこに一定の秩序すなわち水利慣行を発生させる。この水利慣行を体現し、施設の管理・維持、用水配分を実現していく社会組織として、用水組織が存在する。山間盆地の重力式灌漑にみられるこのような社会的機能の特徴は、先に述べた灌漑体系の3類型において共通にみうけられる。

## 2) 灌漑農業の展開過程

北部タイにおける先史時代の稲作開始を示唆する考古学的資料はきわめてとぼしい。近年の Gorman による “Banyan Valley Cave” (Mae Hōng Sōn 県 Mae Hōng Sōn 市郡) における炭化米 (ca 1,000 B.C.-ca 700 A.D.) の発掘は、その数少ない例の一つであるが、考古学的研究はまだその端初についたにすぎない<sup>16)</sup>。一方、渡部による各時代の遺跡レンガ中の杓型の形態分類と地域的分布の分析は、北部タイから

デルタ縁辺の扇状地・段丘複合地域において、6—11世紀頃まで焼畑あるいは畑地におけるモチ陸稲と、新しい水田の作物としてのモチ水稻の双方が広く共存していたことを明らかにした [渡部, 1970: p. 49; 1975a: pp. 6–10]。

モチ水稻はその後、タイ国の大部分の地域における優占種として拡大するが、15—18世紀頃からデルタを中心にウルチ水稻への変遷がみられ、18世紀以降、北部タイと東北タイの一部をのぞく全地域ではウルチ水稻へ急速に置きかわっていった [渡部, 1970: pp. 49–50]。そこで北部タイ山間盆地は、雲南省西南部、シャン高原、北部ラオスとともに、後発のウルチ水稻の伝播（ベンガル系列水稻群）の波及を比較的受けず、古来のモチ稲栽培の伝統（メーコン系列水稻群）を残存させている地域として位置づけられるのである [渡部, 1975b: pp. 20–23]。

では、焼畑から定畑におけるモチ陸稲栽培の長い期間をへて、6—11世紀のモチ陸稲・モチ水稻の共存の時期以後、北部タイの稲作はいかなる展開を示したであろうか。13世紀以前のこの地域における稲作の態様を、パーリ語諸年代記、ラーンナータイ諸年代記などの記事の中に見出すことはできない。しかし13世紀以前において、陸稲の畑での栽培から、降雨を保水させるための畦畔をともなった傾斜畑、すなわち原初的な天水田をへて [渡部, 1975a: p. 7], 扇状地や支谷における比較的小規模な灌漑体系を有する水稻耕作として成立したことは十分予想される。そして少なくとも13世紀のモーン族の Haripunchai (Haripuñjaya) 朝末期までには、ピン川兩岸の扇状地はもとより、沖積平野にも堰・用水路によって灌漑された、移植法をともなう水稻耕作が広範囲に展開したことが『Yōnok 年代記』Phongsāwadān yōnok につづられている<sup>16)</sup> [PRACHĀKITĀCHAKŌNRAĀCHAK, 1973: p. 254]。

比較的小規模な扇状地型の灌漑体系は、年代的には確定できないが、Mangrāi 王 (1258–1317 A.D.) 以前の古いタイ系諸王朝においても建造されたとみえ、古 Chiang Saen 王朝の神話・伝承を伝えるいくつかの年代記の中に、Chiang Saen 地方の Mae

16) “Banyan Valley Cave” の炭化米については [CHIN, 1973: pp. 14–15; 1975: p. 11] 参照。一方、東北タイにおいては Gorman に先立って Solheim II らが、Nōn Nok Thā (Khōn Kaen 県 Phūwīang 郡) の発掘において青銅器時代の層位の土器片に穀粒と粃がらの圧痕を発見し、*Oryza sativa* と確認され、その年代は 3,500 B.C. 以前とされている [SOLHEIM II, 1972: p. 12], [BAYARD, 1972: p. 135], [渡部, 1975a: p. 5]。また、4,000–3,000 B.C. と推定される同じ東北タイ、Bān Chiang の後期新石器時代の層位においても粃がらが発見されており [CHIN, 1973: pp. 14–15; 1975: p. 11], 東北タイにおいては、少なくとも 3,500 B.C. 前後には稲栽培が行なわれていたと考えられている。

17) 『Yōnok 年代記』には苗 khao kā (C.T.: khāo klā) の語がみえる [PRACHĀKITĀCHAKŌNRAĀCHAK, 1973: p. 254]。

Sāi 川から導水する堰・水路の建設があらわれている<sup>18)</sup> [PRACHĀKITĀCHAKĀNRAĀCHAK, 1973: p. 144]。いずれにしろチェンマイのような大きな山間盆地においては、比較的小規模で、施設の築造・開削も容易な支谷・扇状地型の灌漑体系に依存する水稻耕作からはじまり、しだいにピン本流に架設する数十 m から 100 m 余に達する大規模堰を有する沖積平野型灌漑体系の稲作へと展開していったと推定される。

しかしこれら13世紀頃のチェンマイ盆地の体系はかなり不完全なものであったらしく、Hariphunchai 奪取を目前にして、Chiang Rāi の Mangrāi 王から間諜工作の命を受け、モン王朝最後の王 Yibā のもとに派せられた Āi Fā (Khun Fā) は、各地の陸稲・水稻を含む稲作状況視察の結果、堰・用水路の状態が悪いため稲が炎暑の中で多く枯死していることを指摘している [PRACHĀKITĀCHAKĀNRAĀCHAK, 1973: p. 254]。そこで小暦642年 (1270 A.D.), 落日のモン族 Hariphunchai 朝最末期のチェンマイ盆地において、タイ系の Āi Fā の監督指導のもとに、驚異的に大規模な井堰合口事業が敢行される。盆地谷口のチェン川 Nam Mae Taeng 口に取水堰を架設し、クワン川 Nam Mae Kwang に落す Khaeng 用水路 (Müang Khaeng, Müang Khaen) による巨大な統合井堰がかりの創出がそれである (図 6)。

1975年、Mae Faek 頭首工灌漑局技官 Phāyap Thōgsūng および筆者らの踏査によって、この Khaeng 用水路の遺構が、1930年代に着工された近代的合口事業としての Mae Faek 用水幹線用水路とはほぼ平行してピン川左岸に走行し、現頭首工からわずか 80 m 上流の取水点から Sansāi 郡まで約 27 km に達することを確認できた<sup>19)</sup>。尨大な農民労働力の徴発によって、乾季のわずか 4 カ月で全長17,000ワ (34 km) を開削したと伝えられるこの大土木工事の敢行は、モン支配権力の衰亡とタイ系勢力の勃興という象徴的事件をもたらしたのである<sup>20)</sup> [PRACHĀKITĀCHAKĀNRAĀCHAK, 1973: pp. 255-258]。以降、Mangrāi 王による1291年の Hariphunchai 奪取を契機に北部タイ山間盆地における Thai Yuan 族を中心とするラーンナータイの支配が確立していく。

18) 『Yōnok 年代記』以外にも、Mae Sāi 川の用水工事の記事は各種年代記にあらわれる [NOTTON, 1926: p. 157], [TAMNĀN SINGHANAWAT, 1969: p. 13]。

19) Khaeng 用水路を基幹とするラーンナータイ古代の合口事業の位置比定に関しては、多くの議論があるが、その中心的課題は、盆地中央部のピン本流に取水 (Wang Lāo 用水路)、もしくはその分流に取水する (Kaeo 用水路) 沖積平野型体系に比定するか、もしくはピン谷口に取水した左岸の小扇状地群を横断して Sansāi 郡の広大なクワン川扇状地端までをも一処に包含する統合井堰型体系であったかという問題にある [TANABE, 1975: p. 76], [KRAISĪ, 1965a: p. 11]。

20) モン支配の時期においてもユアン Thai Yuan ラウ Lawa などの諸民族が被支配民族として居住していたと、Sanguan は推定している [SANGUAN, 1962: p. 85]。

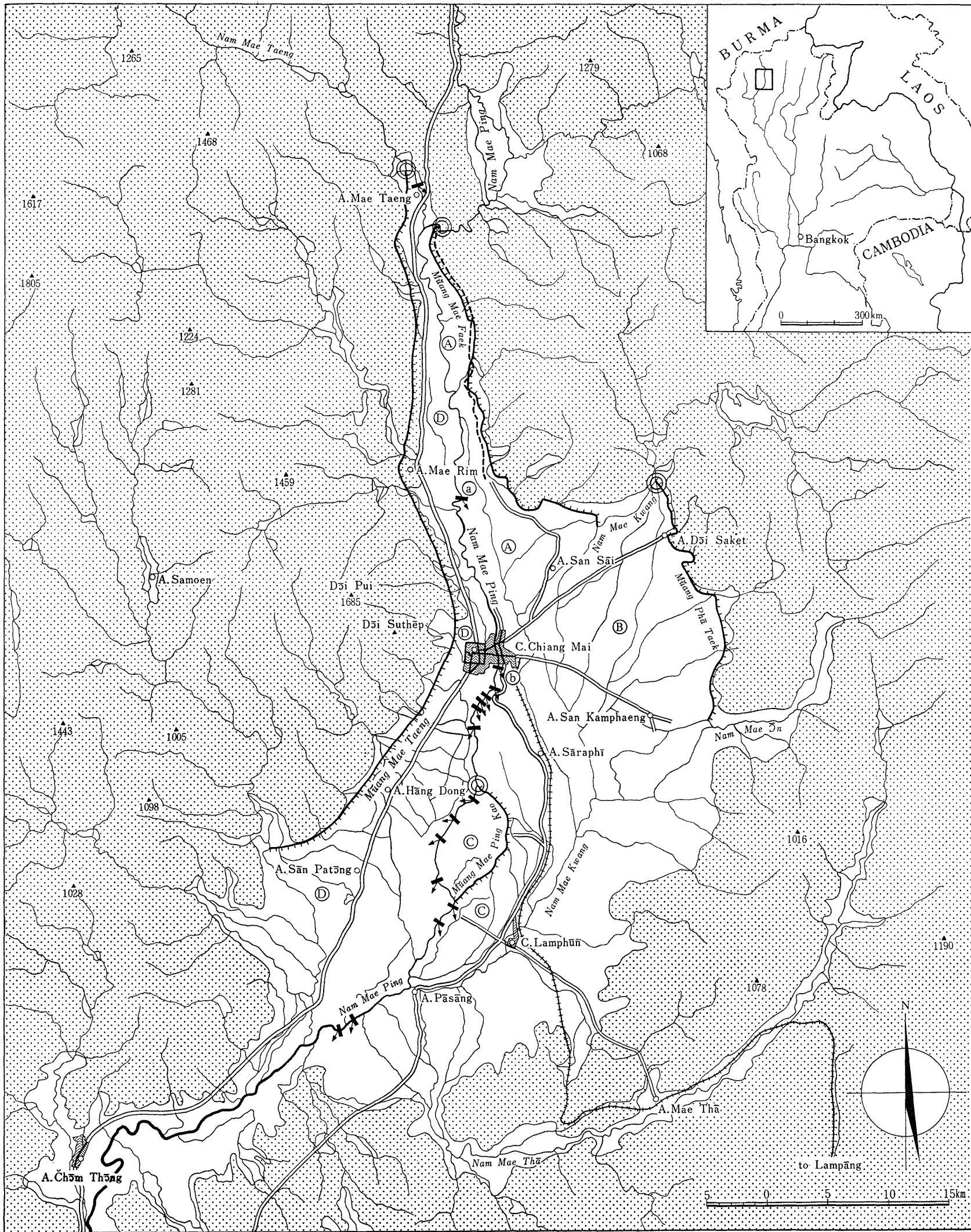


図6 チェンマイ盆地の灌漑事業

□ : paddy fields

▨ : hill and mountain area

— : river channel

— : road

—+—+— : railway

▨ : urban area

○ : prefecture or district center

⊙ : headworks of the integrated barrage project

—+—+— : main canal of the integrated barrage project

--- : estimated remains of *Muang Khaeng*

✂ : traditional *fai* of the alluvial plain type

Ⓐ : Mae Faek Project

Ⓑ : Mae Kwang Project

Ⓒ : Mae Ping Kao Project

Ⓓ : Mae Taeng Project

Ⓐ : Fai Wang Lao

Ⓑ : Fai Phayā Kham

5 0 5 10 15km

to Lampang



ラーンナータイの支配を支えた生産基盤は水稲耕作であり、稲作による生産の安定は灌漑体系の整備を一つの重要な条件としていた。そのため、チェンマイの中央政府はもとより各盆地に君臨した小家産の権力は、生産安定をはかるため、村落レベルの協業で完結する原初的な支谷・扇状地型体系を越えて、沖積平野型体系さらには統合井堰がかりの創出をとおして生産基盤整備にのりだしていった [石井, 1975: pp. 21-26], [田辺, 1976]。13世紀以降、各山間盆地ごとに展開されたチェンマイ王室あるいは各国主権力による灌漑事業の数々は、このような生産における超村落的な組織的協業の結実であった<sup>21)</sup>。巨大な頭首工建造と長大な幹線用水路開削を前提とする井堰合口事業さえも、決して今世紀における近代的投資材による政府事業にのみ属するわけではなく、すでにラーンナータイ古代において顕著な展開を示したのである [TANABE, 1975: pp. 73-77]。

長い間ビルマ、シャムの中の接触地帯にあって緩衝国的機能をたもったラーンナータイは、19世紀末、バンコクのシャム中央政府の地方統治の一環に組みこまれていく。19世紀末から今世紀初頭にかけてのチェンマイの灌漑農業を特徴づけるのは、政治権力を失った旧チェンマイ王室、各国主、あるいは旧貴族による用水の私的経営の進展である [田辺, 1976]。今世紀初頭、Graham は村落レベルの協働労働によって維持される支谷・扇状地の小規模な堰・用水路の存在とともに、水がかり面積が2,000 エーカー (5,771ライ) にも達する沖積地型体系のような大規模なものほとんどが、用水料収取を目的とした貴族層の私的経営に属していることを指摘している [GRAHAM, 1924: p. 34]。先にあげたチェンマイ南東の Phayā Kham 用水も、そのような用水料収取を目的として、19世紀末に完成したものである。

またこの時期には、灌漑体系の私的経営と併存して、すでにシャム中央政府による管理支配も展開しつつあった。中央政府内務省の直轄下におかれたこの地域では、チェンマイ駐在の高等弁務官 Khāluang Yai を中心に、各県 mǔang の弁務官およびその管轄下におかれた旧国主・貴族層のもとに、用水・灌漑体系の整備が国家的開発事業の一環として遂行されることになる。灌漑体系の用水権を有し、現物納の用水料を受給者の農民から徴収する旧国主・貴族層の用水経営も多くの場合、修復・管理に尨大な出費を要し、政府がそれらの用水権を買い取って管理・維持を行っていくケースが多くなる。

現在のメークワン用水の祖型をなした Phātaek 幹線用水路は、チェンマイ王家の

21) チェンマイ盆地以外の灌漑事業の歴史的展開については、Nan 盆地などの事例がある [TANABE, 1975: pp. 76-77], [田辺 1976]。

血すじをひく Čhao Rāтчaphākhinai が、自らの資本を投じて1930年代に開削したものであり、ドーイサケット郡の比較的小規模な合口事業であった。毎年の改修工事の龐大な出費のため経営維持が困難となり、最終的に彼は用水権を放棄し、第二次大戦後、農務省灌漑局によってより大規模な合口事業として再編されて完成をみた [KROM CHONPRATHĀN, 1969: pp. 3-4]。このように19世紀末以降、初期の内務省管轄の時期をへて、1927年の農務省灌漑局 Krom Chonprathān 設置以降の本格的な灌漑事業をつうじた農業開発政策の展開にともない、比較的規模の大きな既存の灌漑体系の買収と統合整備、さらにはあらたな大規模合口事業が、中央政府の管理のもとに実現していく [KRASUANG KASET, 1957: pp. 138-143]。

図 6、表 3 は灌漑局による本格的な灌漑体系整備開始以降のチェンマイ盆地の灌漑体系の展開を示したものである。政府灌漑事業 khrōngkān chonprathān luang とし、1828年の Mae Faek 統合井堰工事以降、完成をみた 4 つの合口事業は、チェンマイ盆地の大半をカバーし、受益面積は 289,900 ライにのぼる。

一方、古来から村落レベルの協働労働によって築造・管理維持されてきた支谷・扇状地型の小規模体系、さらにはピン本流沿いの若干の沖積平野型体系は、全面的に政府が管理・維持する政府灌漑事業と異って、特定の場合、政府の資金・技術面の援助が与えられるが、基本的に農民の伝統的な管理・維持にゆだねられた民間灌漑事業 khrōngkān chonprathān rātsadōn として区別される。民間灌漑事業は、チェンマイ盆地のみでなく、主としてピン川諸支流のチェンマイ、ラムプーン両県の全域において2,009カ所、灌漑水田面積70万ライにのぼる。チェンマイ県のみに限っていえば、全水田面積706,010ライ (1974年) のうち、政府灌漑事業約27万ライ (38%)、伝統的

表 3 チェンマイ盆地の灌漑事業

	Project	Province	Construction year		Irrigated area	
			started	completed	rai	ha
State irrigation project	Mae Feak	Chiang Mai	1928	1936	70,000	11,200
	Mae Ping Kao	Chiang Mai-Lamphūn	1937	1941	44,900	7,184
	Mae Kwang	Chiang Mai	1948	1954	60,000	9,600
	Mac Taeng	Chiang Mai	1963	1972	115,000	18,400
					289,900	46,384
People irrigation project		Chiang Mai-Lamphūn	—	1975	705,478	112,876
					995,378	159,260

出所: Krom Chonprathān (Royal Irrigation Department), [1972a: pp. 1-2]. Personal Communication from Chonprathān dān Phāyap, Krom Chonprathān, Mar. 1975.

な灌漑体系による民間事業44万ライ（62%）である。

このように北部タイでもっとも政府事業が発達した地域の一つであるチェンマイ県においても、近代的投資材による農業基盤整備は、チェンマイ盆地にのみ限られ、盆地縁辺や山間の支流域の大半は、古来から継承されてきた伝統的な灌漑体系に依存する稲作が展開するのである。さらにランナータイ古代以来の統合井堰がかりを踏襲・改変し、あるいは湖盆のピン旧河道の伝統的な水路を改変しつつ、より機能的に再編・拡大された近代の合口事業も、その末端の分水体系については、ほとんどの場合、旧来の伝統的な分水路を利用している。しかしこれらの統合井堰がかりでは、用水の配分、施設の改修・普請などの伝統的な水利慣行およびそれを管理・維持する用水組織は多くの場合消滅しつつある。したがってランナータイの伝統的な水稲耕作の技術体系の本来的な形態は、それが基本的に灌漑体系を中枢に形成されているがゆえに、近代的統合井堰がかりからはずれた盆地縁辺の支谷・扇状地やさらに深い山間支谷に多く残存しているのである。

ランナータイの稲作技術体系を明らかにするため、次にまず、伝統的な灌漑体系が温存され、村落社会の中で現実に機能しているメーリム川流域の一村の概況を述べ、さらにこの灌漑体系をめぐる技術・用水組織・水利慣行について分析する。

### Ⅲ．ノーンパーマン村概況

#### 1. ノーンパーマンの歴史

3月のチェンマイは乾季の後半、いわゆる暑季の乾ききった暑さによどんでいる。チェンマイ王城の環濠に沿って植えられた、ひろく孔雀尾木の優美な名で呼ばれている火焰木 *somphō* (C.T.: *hāng nokyūng farang*, *Delonix regia*) は、暑季のけむった空にめくるめく赤さでかがやいている。チェンマイ王城北門、すなわち白象門 *Pratū Chāng Phūak* をすぎると、一路北行してビルマとの国境の町 *Fāng* にいたる古い街道がつづく。西側には、かのドーイステープ仏舎利寺 *Wat Phrathāt Dōi Suthēp* の建つ *Dōi Suthēp* を前山とする *Dōi Pui* 山塊の山なみがつづき、*Fāng* 街道はそこから流下する小支谷の形成したいくつもの小扇状地の扇端を横断してローリングしながら北上する。街道は、東側を流れるピン本流の沖積平野と西の扇状地群の境に連らなる数個の集落をへて、白象門より 14 km でメーリムの町に達する。郡庁、警察署、郵便局、中等学校、農業協同組合、銀行支店、毎日、朝市・夕市の開かれる私営のメーリム民間市場 *Talāt Prachāchon Mae Rim* をそなえた何の変哲もないチェンマイ



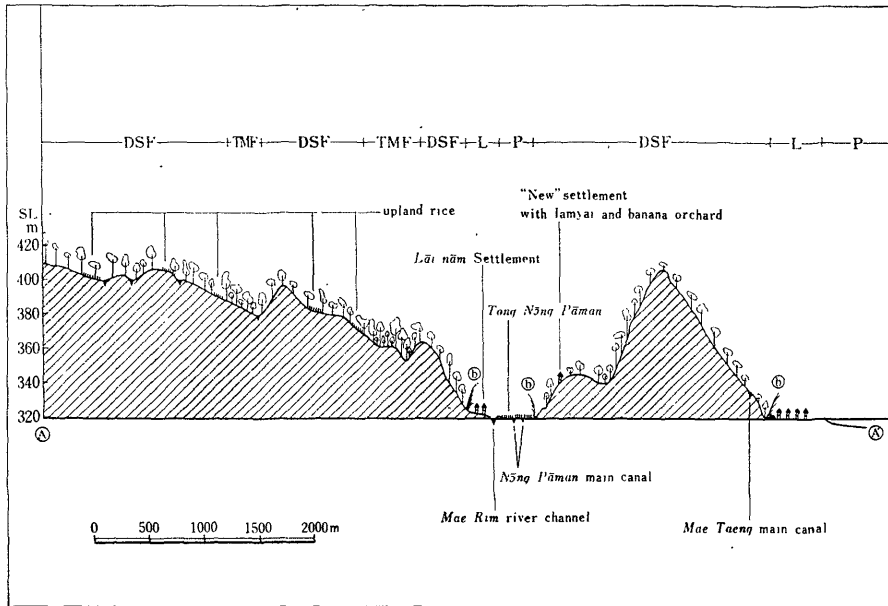


図8 ①—① 断面模式図

- TMF: tropical monsoon forest (mixed deciduous forest)
- DSF: *Dipterocarp* savanna forest (deciduous *Dipterocarp* forest)
- L : natural levee
- P : alluvial plain
- ⓐ : bamboo forest

近郊農村の中心地メーリム (Mae Rim 郡 Rim Tai 村) をへて、北西からピン川に合流するメーリム川を渡って左折する。分岐点の Rim Nūa 村はメーリム川両岸に張りだした丘陵にはさまれた谷口に位置し、狭少なメーリム支谷の谷底とピン川流域の真に開けた山間盆地の空間の接点をしめる (図7, 8)。

Rim Nūa 村の集落をはずれると、メーリムの谷を高架で横断する巨大な Mae Taeng 幹線用水路を渡る。1963年着工し、米国 A.I.D. からの借款を含む3億バーツ余 (1バーツ≒15円, 1975年当時) の予算で完工したタイ国最大級の合口事業である Mae Taeng 用水事業は、ピン川右岸に15万ライ (24,000 ha) の灌溉面積を創出することを目的とした [KROM CHONPRATHĀN; 1972: pp. 1-9]。メーリムの谷の村々は農村近代化を象徴するこの用水の恩恵を受けることなく、この幹線用水路のかなたに谷間の伝統的な稲作の景観をくりひろげている。幹線用水路開削とともに通じた電気もこの Rim Nūa 村より奥には達していない。

Mae Taeng 幹線用水路からフタバガキサバンナ林におおわれた phae の端を牛車

道が続き、左側にメーリム川に沿う水田がひろがる。丘陵端のラテライト化した路面は、乾季には赤褐色の砂塵をまきあげ、雨季には強く膠質化して牛車、自動車の通行は困難をきわめ、時に異常な出水をみて途絶する。Fang 街道の分岐点から 5 km 余り、チェンマイ白象門より約 20 km で、フェイサーイ行政村 Tambon Huai Sāi に属するノンパーマン村 Mūbān Nōng Pāman に達する。

フェイサーイ行政村はオーイ村 Mūban Ōi (1 区)、ノンパーマン村 (2 区)、フェイサーイ村 Mūbān Huai Sāi (3 区)、メーエン村 Mūbān Mae Aen (4 区) のメーリム流域 4 カ村で構成され、人口、2,922 人、695 世帯を有する。ノンパーマンは人口 931 人、233 世帯、行政村内最大の村で、郡庁所在地への交通の便もよく、隣接するフェイサーイとともに経済・政治・社会的に中心的機能を果たしている<sup>22)</sup>。行政村内の他の 3 カ村、また近郊の村々は、チェンマイ盆地のみならずラーンナータイ全域の主要構成民族であるユアン族 Thai Yuan (Khon Mūang) で占められるが、ノンパーマンの村民の大半はルー族 Thai Lū で占められている。ルー族の系譜をひく者の数は正確にはつかめないが、約 60% 以上を占め、残る大半は婚姻・入植などによって後に他村から転入した広義のユアン族であり、他にクーン族 Thai Khoen (1 人)、ヨーン族 Thai Nōng (2 人)、中国人 (1 人) を含んでいる。

ルー族としての同一性を保持する文化的要素は唯一、言語のみである。過去数十年間の、タイ標準語 (Central Thai dialect, Siamese) による初等教育の普及によって、ほぼ 50 才位までの村民の大半はタイ語を話すことができるが、日常生活の大部分はラーンナータイ語によっている。しかしほぼ 50 才以上の老人では家庭のなかでルー語を話すことがしばしばみられる。数十年前まではルー語が村内では圧倒的に優勢で、ほとんどの村人が日常話していたと考えられる。ラーンナータイ・カーウィラ王朝末期、Phraçhao Inthawarōrot 王 (1897-1909 A.D.) の治世、すなわちラーンナータイがシャム中央政府の地方統治体制の中に完全に移行する時期 [Tej, 1968: pp. 106-107], [田辺, 1972: pp. 61-73] に幼年期を送った村人は、当時、村は 110 戸ほどで、村人のほとんどすべてがルー語で話していたという。70 年以上へた今日、老年層の間で交わされるルー語と、ルー族のこの地域への移動に関する若干の伝承をのぞくと、社会組織、祭祀儀礼、物質文化などの諸側面に、きわだったルー族文化の固有性を見出す

22) 行政村長 P5 Khwaen (C.T.: Kamnan) は歴代ほとんどノンパーマンかフェイサーイから出ており、現在の P5 Khwaen はフェイサーイに居住する。しかし行政村会 saphā tambon は古くからノンパーマンで開かれる慣行となっており、そのための集会場も小学校横に設けられている。村は 7 年級の小学校を有するが、他の 3 村は 4 年級までしかなく、5 年生以降はノンパーマン小学校へ通学することになる。また大晦日 wan sangkhānlōng 以後にひき続く新年の行事・催しもノンパーマン小学校校庭で開催される。

ことはできない。

ノーンパーマンにおけるルー族の定着に関して、村民の多くは、19世紀初頭、ビルマ統治の桎梏を破ってラーンナータイ王国再建を実現したカーウィラ朝の始祖カーウィラ王 Phračhao Boromarāchāthibodī (Phračhao Kāwila) 治世 (1781–1815 A.D.) にはじまるという、一つの定式化された伝承を保持している。その一致する内容は、当時のチェンマイ副王 Phayā Uparātthamlangkā による Müang Yōng (Müang N̄ng, ビルマ・シャン州) および雲南 Sipsōg Pannā 方面への遠征の際、かの地で拉致した捕虜奴隷のルー族が、ノーンパーマンの村人の祖先だというものである。強制的に移住させられたこれらのルー族は、チェンマイ王城外に一時期定住させられ、しかる後、分散して Müang Phrāo (現 Phrāo 郡), Müang Samoeng (現 Samoeng 郡) およびノーンパーマンなどに移住入植させられたといわれる。そのうち Samoeng 郡 Mae Sāp 村のルー族とは、比較的距離が近いためもあって、20–30年ほど前までは行き来がしばしばあったといわれる。

村人によって語られるルー族移住の伝承はほぼ上記のようであるが、時に Sipsōg Pannā 方面へのチェンマイ軍遠征の時期を、さらに降って19世紀中葉の Čhao Čhīwit Āo, すなわちカーウィラ王統第6代 Phračhao Kāwilōrot 王 (1856–1869 A.D.) の治世とする場合がある。いずれにしろこの Müang Yōng, Sipsōg Pannā 遠征と強制移住を示唆する史料を、ラーンナータイ年代記に求めるとすれば、1967年のビルマ軍によるアユタヤー攻略を最大の契機とし、メーコン水系上流域からチャオプラヤー水系の北部山間盆地、さらにはデルタ地域までも席捲し、大陸部東南アジアの規模で戦われた、タイ・ビルマ戦争の時期に相当する。この時期に Lampāng 国主家の系譜から出たカーウィラは、南方のデルタのトンプリー朝、ラタナコーシン朝シャムを唯一の宗主国として、北部の山間盆地群において反ビルマ戦争を展開する [PRACHĀKITČHAKŌNRAČHAK, 1973: pp. 453–470]。30年余にわたる反ビルマ戦争に荒廃したラーンナータイ山間盆地の復興は、まず何よりも、戦争によって失った生きた労働力の再確保に向けられた。未墾地が多く、相対的に土地が多く、人口稀薄であった大陸部東南アジアの、19世紀中葉にいたるまでの戦争の基本的形態は、労働力そのものの交換、すなわち捕虜奴隷の交換として特徴づけられる。このように捕虜奴隷を獲得し、それを入植させることによって生産の基盤を形成する伝統的政策を、ラーンナータイでは「野菜をつんで籠に入れ、捕虜を集めて国を満たす」kep phak sai s̄a kep khā sai müang とよびならわす [SANGUAN, 1965: p. 290], [KRAISĪ, 1965c: pp. 6–9]。

カーウィラの命を受けた副王 Phayā Uparāt によるビルマ戦後の捕虜入植政策は、

いまだビルマ勢力の拠点として残っていた Chiang Saen 地方に対する小暦1166年(1804 A.D.)の遠征、ひきつづき Müang Yōng からメーコン川(瀾滄江)右岸の Sipsōng Pannā, いわゆる江外の領域に対して小暦1166年から翌年にかけて大々的な遠征として展開された<sup>23)</sup> [Tamnān phūnmüang Chiangmai, 1971: pp. 114-117], [PRACHĀKITĀCHAKĀNRAĀCHAK, 1973: pp. 468-473]。この征服戦によってこれらの地方のチェンマイへの服属が決定的となり、Chiang Saen 地方の住民、Müang Yōng 地方のヨーン族、Chiang Tung のクーン族、および Sipsōng Pannā 江外と外領のルー族などの多量の捕虜奴隷が、ラーンナータイ再興のための人的資源としてもたらされたと考えられる。これらの捕虜の処遇分配は宗主であるバンコクのラタナコーシン朝に伺いをたてて裁量をおおぎ、大半は民族ごと、出身地ごとに分属されて、チェンマイ盆地他、各地に入植させられたといわれる<sup>24)</sup> [SANGUAN, 1965: pp. 301-302; 1969: pp. 185-186, 196-197]。このような捕虜入植政策の持続的展開が、ラーンナータイ文化ないしはチェンマイ文化の特異な複合性をもたらしたと考えられる。

ノーンパーマンのルー族入植に関する伝承は、おそらくこの1804年-1805年にかけての史実を強く反映していると思われるが、後代の Čhao Čhiwit Āo (1856-1869 A.D.)の治世に属するとする伝承が問題として残る。しかしこの期間はカーウィラ朝の安定期にあたり、捕虜入植政策の積極的展開はみられず、シャン州方面からのギ

23) Phrayā Mahā Ammātayāthibodī (run) はこの時期の Chiang Hung 遠征を小暦 1168 (1806 A.D.) としている [AMMĀTAYĀTHIBODĪ, 1962: p. 6]。

24) 小暦1166年の Chiang Saen 討伐遠征に際しては23,000世帯におよぶ捕虜を獲得したといわれ、これらの捕虜はチェンマイ王城にとどめられて、その処遇についてラタナコーシン朝一世王に伺いを奏上したといわれる。その結果、捕虜は5分され、① Chiang Mai, ② Lampāng ③ Nan, ④ Wiang Čhan (ラオス), ⑤ Saraburī (中部タイ)に分属定着されている。このうち Saraburī に送られたものは、デルタ縁辺の Saraburī 県 Sao Hai 郡に開拓入植されて、今日にいたるまで自ら Phuak Yuan, Thai Yuan と称し、ラーンナータイの文書を保持しているといわれる [SANGUAN, 1969: pp. 196-197]。このように戦争入植開拓という、人的資源・労働力の交換形態はラーンナータイのみならず、タイ国史あるいは大陸部東南アジアの前近代を貫くイデオロギーであり、現実であったと考えられる。前近代の東南アジアの社会を考える場合、戦争という交換の極限形態を把握しなければ、社会・文化的な流動性の実態を考察することは不可能である。Sipsōng Pannā のルー族の言語が南部タイの Nakhōn Sīthammarāt 方言に残存することを、前近代の戦争による交換形態と流動性に関連づけた Damrong 親王の Chiang Rung 年代記によせた序文の示唆的な片言、およびその片言をとりあげて注意をうながした石井の註記はきわめて重要な意味をもつのである [DAMRONG, 1966: pp. i-ii], [石井, 1965: p. 47, n. 23]。Saraburī 県の Sao Hai 郡へのこの入植は、『マンラーイ法典』の諸本の内、Sommāi による系統的文書調査以前、もっとも完璧なテキストとして評価された Sao Hai 寺本の成立経緯ときわめて密接な関係を有すると考えられ、今後のフィールド調査にもとづくラーンナータイ文献学の課題として残される。



ェオ Ngiao とルーの若干の侵入が記されるにすぎない<sup>25)</sup> [AMMĀTAYĀTHIBODĪ, 1962: pp. 25–28]。したがって、伝承以外の裏付けがないため、その内容を史実として確定できないが、ノーンパーマン定着が、一応19世紀初頭の伝統的な捕虜入植政策の結果であったと推定しておく。

入植当時、メーリム川に沿って上流・下流にそれぞれフェイサーイとオーイのユアン族の村があり、その間にルー族の3集落が設けられ、それぞれ現在の堰字 Bān Fāi, 中央字 Bān Klāng, 川向う字 Bān Lāinā に相当する<sup>26)</sup>。それぞれの字は、集落地縁の結合のシンボルとして、字内の村人の生活を守護する haksā 守護霊 (phī haksā bān, phī bān, phī čhao bān) が去来する宇祠 sūa bān をそなえていた。これら3字のうち、中央字と川向う字の村人は、入植当時、堰字の集落内部のメーリム川にノーンパーマン堰を築造し、南方の Tong Nōng Pāman の水田を灌漑し、一方、堰字の村人は、すでに存在した上流のフェイサーイ堰の水がかりに開田したといわれる。したがって19世紀初頭の入植以降しばらくは、堰字の村人の土地保有と経営はもっぱら上流のフェイサーイ堰がかりの Tong Huai Sāi に、中央字と川向う字のそれは下流のノーンパーマン堰がかりの Tong Nōng Pāman に展開したと考えられる。したがって3字は上流と下流で明らかに生産の場を異にしており、社会的、政治的にも二つの別個の統合性をもっていた。事実、1950年頃まで上流の堰字はフェーイ村 Bān Fāi, 下流の中央字と川向う字はノーンパーマン村 Bān Nōng Pāman として、地方行政上、別個の単位として分けられていた。

しかし、あらたな入植村としてのルー族のこれらの2カ村あるいは3字に、さらに統合性を与えたのはサワーンペット寺 Wat Sawāng Phet の建立であった。寺の建立についての紀年は明らかではないが、入植からしばらく後の Čhao Čhīwit Āo の治世、19世紀中葉のことと伝えられ、メーリム流域の寺としては新しいものに属する<sup>27)</sup>。サワーンペット寺は、往時のフェーイ村（現堰字）に近接するノーンパーマン村（現中央字）の領域に建立され、両村3字の村人の共通の精神的紐帯のシンボルとして今日にいたっている。

19世紀初頭における村の成立以降、ノーンパーマンの村落社会史に大きな画期をもたらしたのは、今世紀初頭、バンコク中央政府による地方統治制度がランナータイ

25) Ngiao はシャン族の一派であるが、Chiang Tung のクーン族とは区別され、地域的分布はより西方のサルウィーン流域に近い。

26) 村を構成する3集落をそれぞれ字 (bān) と呼ぶことにする。

27) サワーンペット寺は、サンガの儀礼が行なわれる simā 四摩に圍繞された bōt (ubōsot) を欠き、wihān (本堂) を有するにすぎない。したがって得度式の儀礼 ngān pek (C.T.: ngān uppasombot) は、フェイサーイ寺においてしか行なわれない。

にも及び、村がその末端の行政組織に組みこまれたことである。19世紀末までは、カーウィラ朝より官位を賜わり、数カ村を統轄する在地の官 *Ācho Khwaen* が、不定期的な徭役 *ngān luang* への村人の徴発、地租として水田経営面積に課せられた *khā nā* などの徴税を行っていたといわれている。この地域ではフェイサーイに居住した *Phayā Uttama* (?-ca 1910) が、近郊7カ村を統轄した *Ācho Khwaen* であった。1900年、バンコク派遣の州長官の統轄下におかれたカーウィラ朝のチェンマイ政庁 *Khao Sanām Luang* は、西北州徭役代替金徴集法<sup>28)</sup>の公布にもとづき、これら旧来の在地の代官に年間1人につき4パーツ(ビルマルピー 5 *thaep*)を徭役代替金 *ngoen khā raeng thaen kēn* として徴収させた。この代替金は後に明確な人頭税 *goen ratchachūpakān* に変わっていった。

1916年、現在の地にメーリム郡庁が開設されるとともに、末端行政組織はより整備され、内務省官吏としての郡長 *Nāi Amphoe* を頂点に、数カ村を含む行政村の長としての *P5 Khwaen* (C.T.: *Kamnan*) および各村の村長 *P5 Luang* (C.T.: *Phūyai Bān*) を中心とし、徴税・治安維持を最大の任務とする体制が確立する [MAE RIM, 1975: pp. 1-2]。翌年、チェンマイの貴族出身で幼少の頃から首都バンコクの近衛学校 *Rongrian Mahātlek Luang* をふりだしに研鑽をつんだ *Phra Thawiprasāt* が、郡長として赴任するにおよび、特に *P5 Khwaen* の徴税・治安維持に関する権限が強化され、村人の生活に絶大の権限をふるうこととなる [PRĀNĪ, 1963: Vol. 2, pp. 186-191]。

この変化の時期にルー族の村ノーンパーマンに登場したのが、平野のユアン族の村 *San Pōng* 出身の *Intā Siduangkao* (ca 1890-1943 A.D.) である。*Intā* は父とともに *Fāng* 街道沿いからメーリムの谷を遡り奥地の *Saluang* 村にいたる間の交易に従事し、特にメーリム奥地のチークおよび雑木の搬出・売買で富を築いたといわれる。ノーンパーマンはその牛車のキャラバンの中継点であり、また村の東側のなだらかな *phae* は適当な放牧地となり、30頭ほどの牛をフタバガキ疎林の林間に放牧していたといわれる。*Intā* は1914年頃、ノーンパーマンに住みつき、村の娘と結婚して川向う字に居をかまえ、農業に従事した。その後わずかの年月の間に数十ライの水田を買い取り、村最大の地主となり、1918年に7カ村を統轄する *P5 Khwaen* の地位についた。その後、1921年盗賊追討・逮捕における功により *Khun Sāisarakit* の官位・欽賜名を下賜され、位田 *sakdinā* 400を授与された。*Khun Sāisarakit* による人頭税・教育維持費 *khā bamrung kānsūksā* および諸税徴収はきわめて厳格に行なわれ、特に治

28) 「ラタナコーシン暦第119年西北州徭役代替金徴収法」, [SATHIAN, 1951: pp. 291-294], なお石井による邦訳がある [石井, 1966: pp. 96-97]。

安維持においては2人の腹心の部下とともに盗賊・賭博・酒密造の取締り、逮捕、訊問にわたって絶大な警察権をふるったといわれる。中央政府の内務省による集権的な地方統治政策は、避遠の村にまで急速に貫徹していったのである。

一方、土地所有をめぐる経済的变化もこの時期に顕著になる。19世紀末、Phayā Uttama の時代にはまだかなりの無主地があり、村人による土地占取 *čhap chōng* がかなりひろく行なわれ、世帯あたり5ライ程の水田を所有しているのが一般的であった。隣接のフェイスアイでは *Čhao Khwaen* であった Phayā Uttama が90ライを所有し、多くの定雇（作男）*lūk čhāng* を擁して耕作させていた例があるのみで、ノーンパーマン近郊では地主的土地所有の形成はさほど顕著にはみられなかった。しかし1910—1920年代、*Khun Sāisarakit* の時代に入ると、*Tong Nōng Pāman*, *Tong Huai Sāi* 双方の耕地の大半は占取され、特に親子間の土地貸借、すなわち親が老齢に達するか、死亡の時点まで子がその土地を小作する親族内地主小作関係が広くみられるようになった。その場合の小作料の形態は約30%どまりの現物納を基本的とし、この小作料は *khā hua nā* ないし *khā hua* とよばれ、この小作経営形態は *kān tham nā kin khā hua na*（頭金を徴収＝食する耕作）とよばれた。

この時期に *Khun Sāisarakit* は約70ライの *Tong Nōng Pāman* の土地を村人から購入し、当初は自ら全面積を経営し、彼の政治的権威のもとに徴集された村人の無償労働力によって、稲作の全作業がまかなわれた。その後1930年代には、5人の定雇の村人による約20ライの経営地をのぞいて大半が小作に出され、親族外の小作人が多数みられるようになったといわれる。*Khun Sāisarakit* 以外のきわめて小規模な手作り地主を含めて、親族内地主小作関係以外の土地貸借が徐々に形成されつつあった。さらに小作料の形態にも変化がみられ、親族内外を問わず、*khā hua* は次第に少なくなり、現物折半形態が卓越してくる。1930年代以後、現物折半形態がもっとも一般的な小作料形態となり、このような小作経営形態は *kān tham nā phā koeng*（折半耕作）とよばれ、今日まで続いている。

小作形態の変化とともに、村人による新らたな土地占取も行なわれた。正確な年次は不明であるが、1930年前後に、まず堰字東側の *Tong Nāhūk* が開田され、それ以前に開削された上流の *Nāhūk* 堰の用水路の余水を受けて灌漑された。ついでメーリム右岸のメーレーム支流が開析した狭少な谷間が、南方オーイ村の村人とともに占取され、メーレーム堰がかりの *Tong Mae Raem* が開かれた。このように1930年代において、ノーンパーマン周辺の水田としての可耕地の大部分は開田・占取され、今日にみられる4堰がかりの *Tong Nōng Pāman*, *Tong Huai Sāi*, *Tong Nāhūk*,

Tong Mae Raem の主要な耕区が成立したのである。

それ以後、若干の小規模な開田をのぞいて目だった水田としての土地占取はみられず、世代をへるにしたがって土地均分相続による土地所有の零細化が進行している。すでに1920年代に村最大の地主となった Khun Sāisarakit の所有地は、彼が死んだ1943年以降、妻および子へ相続された分のみで78ライで、約100ライ近くを集積していたものと推定される。しかし今日、これらの分割された土地による比較的小規模な地主小作関係がみられるのみである。土地所有の零細化と人口増加は、限られた土地をめぐる、親族内はもとより親族外の小規模な錯綜した地主小作関係を生みだし、さらにきわめて多くの日雇の農業労働者 khon hap c̄hāng を村内に滞留させることになった。

## 2. ノーンパーマンの社会・経済的特色

### 1) 人口・職業構成・土地所有形態

ノーンパーマンは233世帯、931人を有し、サワーンペット寺、7年制小学校をもつ大村であり、村人の大半が稲作を中心とする農業に従事する純農村である。村の人口931人のうち農業従事者数は526人で、全就業人口700人の90%以上をしめている。世帯主が農業に従事する農家は202世帯で全体の87%をしめ、他に雑貨店、飲食店などを含む商業、警察官、郡役所官吏などの地方官吏、および村内に設けられた民間タバコ葉乾燥工場の定雇労働者などが31世帯(13%)をしめる。なおその中には老齢のため

表4 職業別世帯数

職 業 (土地所有形態)		世 帯 数 (%)	世 帯 員 数	農 業 従 事 者 数
農 業	非 耕 作 地 主	8 ( 3)	19	3
	耕 作 地 主	22 ( 10)	90	47
	自 作 農	31 ( 13)	123	83
	自 小 作 農	16 ( 7)	72	46
	小 作 農	57 ( 25)	257	151
	農 業 労 働 者	68 ( 29)	262	179
小 計		202 ( 87)	823	509
商	業	13 ( 6)	46	10
官	吏	6 ( 2)	23	2
労	働 者	4 ( 2)	24	5
そ	の 他	8 ( 3)	15	0
小 計		31 ( 13)	108	17
計		233 (100)	931	526

土地所有形態別農家分類の基準は表5の区分にしたがう。  
出所：1975年調査。

親族からの生計援助を受けている被扶養世帯8世帯が含まれる(表4)。

農家を土地所有形態別に分類すれば、表5のごとくである。地主は30世帯で、所有地の大半を貸付けて小作させている比較的高齢な世帯主をもつ農家で、まったく耕作に従事しない非耕作地主(8世帯)と、乾季の裏作を含め何らかの耕作を行なう耕作地主(22世帯)に分けられる。自作農は自己の所有地の大半を経営する農家で31世帯をしめる。自小作農は自己の所有地の他に小作地を借り入れて耕作する農家で、所有面積4ライ未満の零細な自作農もこのカテゴリーに含まれ、16世帯を数える。小作農は自己の所有地をほとんどもたず、もっぱら地主から土地を借りて小作する農家で、きわめて多く57世帯に達する。さらにまったく所有地(水田)をもたず、しかも小作地を借り入れて、自家用飯米生産のための雨季稲作を行なう機会をえることができず、もっぱら農家・果樹園の定雇あるいは様々な日雇によって生計を支えている農業労働者が、68世帯存在する。このように土地所有形態別にみると、全農家202のうち、ほ

表5 土地所有形態別所有面積・経営面積

土地所有 形態別農 家分類	世帯 数	世帯主 平均 年齢	水田所有 <sup>ライ</sup>		水田貸借 <sup>ライ</sup>		経営面積 <sup>ライ</sup>			
			所有面積(%)	1戸当 所有面積	貸付地	小作地	自作地	小作地	合計	焼畑
非耕作地主	8	64.75	111.00(17.6)	13.88	111.00	—	—	—	—	—
耕作地主	22	60.55	261.50(41.3)	11.89	204.75	9.00	53.75	9.00	62.75	1.00
自作農	31	53.97	204.50(32.3)	6.60	2.00	—	200.50	—	200.50	14.00
自小作農	16	46.94	48.25( 7.6)	3.02	2.75	42.00	42.25	42.00	84.25	3.00
小作農	57	45.09	4.75( 0.8)	0.08	1.50	354.00	—	354.00	354.00	19.00
農業労働者	68	52.42	0.75( 0.1)	0.01	—	—	—	—	—	39.25
その他	31	48.45	2.00( 0.3)	0.06	—	—	—	—	—	4.00
計	233		632.75( 100)	2.72	324.00	405.00	296.50	405.00	701.50	80.25
					村内	315.00	315.00			
					村外	9.00	90.00			

非耕作地主：通年にわたって耕作に従事しない地主。

耕作地主：雨季稲作もしくは乾季作(畑作・稲作)に従事する地主。

自作農：自己の経営面積をすべて所有し、所有面積4ライ以上の農家。

自小作農：自己の所有地の他に小作地を借入れている農家で、所有面積4ライ未満の農家を含む。

小作農：自己の所有地をもたず、経営面積のすべてを小作地として借入れている農家、ただし、若干の所有地を有する3戸(4.75ライ)を含む。

農業労働者：自己の所有地(水田)を有せず、主たる生計を日雇、定雇などに依存する農家。

その他：商業、官吏、労働者、被扶養世帯などの非農家。

以下、土地所有形態別分類は上記の区分にしたがう。

出所：1975年調査。

とんど土地を所有しない農家が125世帯で、62%（小作農28%、農業労働者34%）の高率をしめる。

次に表5において土地所有面積・経営面積についてみる。経営面積は村の4つの耕圃における雨季の水田耕作についてのみ示し、乾季における大豆・タバコを中心とする換金作物の裏作、および近年導入された販売を目的とするRD品種による二期作（乾季稲作）については除外した。一般に村人にとって、農業生産の基本はモチ種の自家用飯米の確保であり、それは伝統的に雨季の水田耕作によって達成されるからである。

村人233世帯の全所有面積は632.75ライであり、地主30世帯の所有面積はその58.9%に達し、残りの大半は自作農（32.3%）によって所有されている。世帯当りの平均所有面積は非耕作地主で13.88ライ、耕作地主で11.89ライであり、小規模な在村地主が卓越している。最大の地主はかの **Khun Saisarakit** の生前の所有地の一部を相続した長男で42ライに達するが、他の大半は4ライから22ライを所有する比較的小規模な地主でしめられる。一方、1974年時点での世帯当りの平均経営（作付）面積を、耕作地主（13世帯）についてみると、4.83ライにすぎない。自作農の場合は、平均所有面積6.60ライで、平均経営（作付）面積はそれにほぼ等しい6.47ライであり、安定した農業経営を示唆している。しかし自小作農は平均経営（作付）面積6.02ライ（14世帯）に対して、所有面積はその約半分の3.02ライにすぎない。すべての耕作のための土地を借入れている小作農の場合でも、平均経営面積は、自作・自小作農とほぼ同規模の6.15ライ（54世帯）で、全経営農家122世帯の平均は6.07ライである。

平均経営面積6.07ライは、タイ国の他の地域、特に中部タイのデルタの農村にくらべるときわめて小さい。バンコク近郊の **Bāng Chan** では1949年調査で33.9ライ [SHARP et al., 1953: p. 146], 1953年調査で30.7ライ [KAMOL, 1955: p. 675] であり、また **Bāng Khuat** においても23.6ライに達する [KAUFMAN, 1960: p. 225]。しかし北部タイにおいては一般に古くからの開発による耕地の細分化の進行と、灌漑体系の発達と移植法の古い伝統などによる高い土地生産性に支えられ、経営規模は中部タイよりはるかに下まわっている<sup>29)</sup>。Kingshill は1953—4年の調査で、サーラピー郡の **Ku Daeng** で平均経営面積6.6ライとしており [KINGSHILL, 1965: p. 25], また友杉による1962年の同じサーラピー郡 **San Kaptōng** の調査も、村内における非

29) Zimmerman による1930年の全国にわたる農家経済調査では、チェンマイ県4カ村を含む北部タイ諸県12カ村の土地所有規模は9.56ライで、同じく中部タイ12県では28.35ライであった [ZIMMERMAN, 1931: pp. 25-26]。

耕作地主の卓越と自小作・自作農の所有経営規模の零細さを指摘している [友杉, 1969: pp. 167-170]。また1964年の Wijeyewardene による支谷メーテーンの農村調査においても、ほぼ全村の半数の世帯が所有地をもたず、しかも小作でない農業労働者であり、経営農家の平均所有規模は約5ライとしている [WIJEYWARDENE, 1967: pp. 77, 79]。

このようにこれまでのチェンマイ盆地の農村調査は、中部タイのデルタ農村に比較して経営規模がきわめて小規模・零細であること、それとともに小規模な在村地主と小作による広範な地主小作関係および多くの農業労働者の存在を明らかにしてきた。ノーンパーマンもその例にもれず、小作農率は高く、全農家に占める割合は28%であるが、経営農家126世帯全体で占める割合は45%である。従来の官庁統計、例えば比較的新しい総理府統計局の仏暦2511年(1968年)農地・収穫調査においては、北部タイで最も小作農率の高いチェンマイ県について、自作農 *chao khōng thangmot* 66.23%, 自小作農 *phū chao bāng suan* 7.04%, 小作農 *phū chao thangmot* 26.73%の数値を与えている<sup>30)</sup> [SAMNAKNGĀN SATHITI HAENG CHĀT, 1968: p. 58]。しかしノーンパーマンを含め、他の農村調査にみられるように、少なくとも開発が古く、しかも近年における商品経済の浸透がいちじるしいチェンマイ盆地およびその縁辺部においては、実質的な小作農率はこの数値をはるかに上まわるものと考えられる。

またノーンパーマンの場合、全経営面積は701.50ライで、そのうちの小作地は405.00ライで58%の割合をしめる。この小作地は主として村内の30世帯の地主から提供される(315ライ)が、村外の地主からの借入れも若干あり、90ライにのぼる。この村外からの借入れ小作地は、ほとんど隣接の村あるいは郡庁所在地の Rim Tai 村の在村地主から提供されるもので、少なくとも水田に関するかぎり、大規模な土地集積による不在地主の存在を示唆するものはない。小作地率についても官庁統計はこれをきわめて下まわる数値を与えている。仏暦2514年(1971年)の農務・協同組合省農業経済局による全国土地利用調査によれば、チェンマイ県は中部のデルタの諸県について高い小作地率をしめ、自作地 *nūathī khōg tonēng* 68.84%, 小作地 *nūathīch ao* 22.26%, その他 *nūathī ūnūn* 8.90% である [KRASUANG KASĒT LAE SAHAKĀN, 1972: p. 13]。その他のカテゴリーとは、法的な所有権を持たず、また貸借もしてはいないが、いかなる賃借料も支払わずにその土地を利用する者とされる [KRASUANG KASĒT LAE SAHAKĀN, 1972: n. p. 1]。この8.90%のその他は、各地で広くみられる親族内、と

30) この調査における小作農率の最高は、中部タイのデルタの Rangsit 運河網の大半をしめる Pathum Thānī 県で70.80%, さらに首都近郊農村を占める Thonburī 県の61.23%が続く [SAMNAKNGĀN SATHITI HAENG CHĀT, 1968: pp. 58-60]。

くに親子間の無償の土地貸借などを示唆するが、それらの数値は調査方法そのものに対する今後の批判を必要とし、県全体の地域的偏差が問題とされねばならない。いずれにしろチェンマイ盆地とその縁辺部においては、小作農率・小作地率はこれらの数値以上に高いと推定され、ノンパーマンの小作農・農業労働者の卓越を特徴とする土地所有状況は、必ずしもきわめて特異なものではなく、チェンマイ盆地全体、少なくとも筆者が短時間の聴取り調査を行なうことができたメーリム郡については普遍的にみられる現象である。

## 2) 地主・小作関係の特色

以上のように村の職業構成・土地所有形態について概観したが、これらの客観的現象を支える村落社会の内実について若干ふれておきたい。まずなによりも重要なのは、小規模な在村地主の存在と小作農・農業労働者の卓越によって特徴づけられる村の社会経済生活における地主・小作関係の性格である。地主の平均年齢は高く、特に非耕作地主には高齢者が多く、その大半は近年まで農耕に従事していて引退した者が多く、耕作地主の場合も若干の雨季の水稻耕作を行なうが、多くはその経営を大豆・タバコなど乾季の換金作物栽培のみに縮少し、雨季にはすべての所有地を小作させる場合が多い。一方小作農の平均年齢は低く、しかもその大半は両親の世帯から比較的近年に独立した夫婦と未婚の子よりなる核家族によってしめられる(57世帯中47世帯)。さらにこれらの小作農のうち約半数(28世帯)は、地主である両親<sup>31)</sup>ないしはきわめて近い親族の所有地を借入れている当初からの小作であり、自作・自小作農で土地を売却して小作農となった若干の世帯も含まれる。

このようにしてみると、村の地主・小作関係の半数は、親族内部の土地の貸借関係であり、このような小作農は地主である親の死亡時点か、それ以前において親の所有地のすべて、もしくは一部を相続し、自作農に上昇転化する強い可能性をもっている。この親族内小作の耕作する地片は、将来的に自らが親の遺産として *pen bualadok* (C.T.: *pen moradok*) 当然相続するものとして強く意識されている。同時に地主である親も、子に均等に遺産として相続させるか、それ以前に所有権をすべての子に均等に譲与する *ñok kammasit hũ lūk tuk khon hũ piang kan* (C.T.: *yok kammasit hai lūk thuk khon hai thao kan*) ことを理想としている。それまでの期間、結婚して独立した世帯を形成した子は、水稻耕作から退いた親を扶養するためにその所有地の一部を小作することになる。

31) 結婚後の1年ないし数年間、親の屋敷地・家に同居する期間がみられ、一般的に妻方居住が卓越している。地主となるのはかならずしも妻方の親だけではなく、夫方から土地を借入れる場合もみられる。



もっとも安定した農業経営に従事する自作農は、年齢もほぼ地主と小作・自小作農の中間に位置するが、年をへるにしたがって小規模の地主に転化し、同様な親族内地主小作関係を形成するにいたる。自小作農の場合も地主である親の所有地を相続して自作農に転化する可能性をもつが、その比率は少なくわずか16世帯中4世帯である。そのうちの多くは親族外からの土地提供をうけ、次の子の世代においても、すべての経営耕地を所有する自作農に上昇転化する可能性はきわめて少ない。このように親族内地主小作関係は、土地所有の一つの周期にもとづいて展開しているとみることができ<sup>32)</sup>。地主、自作、小作であるということ、すなわち一時点での土地所有の存在形態は、土地所有周期の一段階を示すものに他ならない。水田可耕地としてのあらたな土地占取の可能性が閉ざされた現在、親族内地主小作関係は土地所有周期のそれぞれの階梯をくり返しながらか、土地所有の縮小的再生産を続け、零細化をとげつつある。

小作料の形態は、先にみたごとく、親族内地主小作関係においては、1930年代頃までは30%どまりの現物納である *khā hua* が大半をしめていたといわれる。その後、現物折半である *khā phā koeng* (C.T.: *khā chao baeng khruṅg*) が圧倒的に優勢となり、今日、*khā hua* はきわめて少なくなった。親族内外を問わず基本的な小作料形態である *khā phā koeng* は、水田耕起の際の水牛耕賃 *khā khwāi* を差引いた残りの粃を地主・小作間で折半する方法である。収穫物の折半という小作料形態は、飯米生産を基本とするこの地域と異なり、19世紀末以来、輸出米生産を第一義的に志向したデルタの小作料が、現金定額を含めて3分1から最高2分1に止まっていることなどを考慮すれば、タイ国各地域の中できわめて高率なものとみなされる<sup>33)</sup> [KROM PHATTANĀTHĪDIN, 1969: pp. 58-59], [KAMOL, 1965: pp. 61-62], [友杉, 1969: pp. 172-174]。高率な *khā phā koeng* は、小作農、とりわけ土地所有周期における

32) すでに水野は東北タイの Dōn Daeng 村の調査において、農地を所有せず、親の所有する農地を共同で耕作し、その分け前で生計を維持する親族共同体的農業従事者世帯の存在を明らかにした。その経済的依存関係は親族関係のうちに吸収され、対立・反目の関係を生じる契機を構成せず、したがってその社会関係は一般的な地主・小作関係でも、また農業労働者のそれでもないとして規定した [水野, 1965: pp. 34-35]。さらにこれらの親族労働者の発生は家族の周期的発展段階上の諸形態と密接に関係していることが明らかにされ [水野, 1968: pp. 3-6]、このような共同耕作の関係を屋敷地共住集団ないし屋敷地共住結合とよんでいる [MIZUNO, 1968: pp. 842-852], [水野, 1975: p. 65]。ノーンパーマンにおける土地所有と家族・親族の諸形態との関係は別個に論ずる予定であり、ここではさしあたり、親族内の土地貸借にもとづく関係を親族内地主小作関係と規定する。このような関係においては親族関係に規定される共同性はたしかにみられるものの、地主としての親は明確に小作料を収取することを目的としているからに他ならない。

33) 中部タイの Bāng Chan の場合、1948年調査で平均 6.2 *thang*、1952年調査で平均 8.1 *thang* に上昇している。ライ当平均収量 32 *thang* で20%から31%へ上昇している [KAMOL, 1955: pp. 62-63]。

所有地確保の可能性からはずれた親族外の小作農の農業経営にとって、きわめて苛酷な条件となっている。

小作契約は毎年口頭によって行なわれるが、絶対的な土地不足のもとにあって、小作地をめぐる需要供給関係は地主にはるかに有利に展開し、親族外の小作農の変更もときにみられる。開田の可能性がまったくなく、国有保護林 *pā sangan* 以外の限界耕地の開墾、すなわち村の東側の *phae* を切りひらいてサツマイモ *man kao* (C.T.: *man thēt*)、キャッサバ *tāng bān* (C.T.: *man sampalang*) などの畑作、もしくは竜眼、バナナ (特に *kuai tai*, C.T.: *kluai namwā*) などの果樹栽培に従事することが、あらたな土地占取・開墾の残された唯一の道である。このようなきわめて困難でしかも限られた開墾による土地供給の可能性はほとんどゼロに近く、しかも多くの農業労働者を含めて、小作地を求める村人が多く、小作農としての経営はきわめて不安定なものとならざるをえない。

このような状況下において、農業労働者および小作農の大半は、稲作の作業過程のうち苗取り・田植・稲刈り・稲束ねなどあらゆる機会をつかんで日雇労働に従うとともに、小規模な土木工事、牛車 *lō* (C.T.: *kwian*) による薪炭木の運搬など村内および近隣村の日雇、さらには隣接するメーテー郡の山地部における野生茶 *miang* (*Camellia theifera*, Shan type var. *burmensis*) の茶葉摘み、*miang* 醗酵茶の製造への出稼ぎなど、きわめて多種の日雇労働に従事して現金収入をもとめている。また乾季においては彼らの多くは、地主、自作さらには小作農から 0.5—1 ライ程の土地を借りてタバコ・大豆など換金作物の栽培を行なっている。農業労働者の場合、自己の飯米の確保は、基本的には 1 日 1 *thang* (20*l*) を相場とする村内および近隣村における稲作の農作業、その他の半端仕事を含む日雇であったが、近年、顕著な変化がみとめられる。それはここ 10 数年、とくに 1960 年代以降急速にみられるようになった、国有保護林の *phae* における陸稲 *khao hai* を主とする焼畑耕作であり、農業労働者の比較的年齢の若い世帯、小作農の一部、さらには自作農で経営面積が小さく、しかも若い年齢層の労働力を有する場合、飯米の確保もしくは補充を、焼畑による陸稲 (モチ種) 栽培に依存するケースが多くなっている。

このような伝統的な水稻耕作を行なっている農村、とくに支谷、盆地縁辺部の農村における周辺のフタバガキサバンナ林の *phae* の焼畑は、メーテー郡においても近年増加しつつあるといわれ [Wijeyewardene, 1965: p. 256; 1967: p. 77]、ノンパーマンでは水田の全経営面積の 10% 強の 80 ライ余に達する (表 5)。しかしこれらの陸稲焼畑耕作は古い農耕文化の残存を直接に示唆するようなものではなく、あくま

で土地不足と、村の過剰労働力を吸収する都市などの外的な労働力需要の低さ、その結果としての農業労働者の村内における滞留といった社会経済的条件に規定されるものであり、伝統的な水稲耕作のいきづまりを象徴するものに他ならない。いずれにしろノーンパーマンにおける小作農・農業労働者の卓越は土地所有、農業経営などの側面からみれば、きわめて深刻な状況をもたらしているのである。

## Ⅳ．ノーンパーマンの灌漑体系

### 1. 稲作農耕技術

村の伝統的な農業、とくにその中でもっとも重要な稲作について論ずる場合、土地所有の形態、稲作の農作業に投入される労働力の存在形態および農耕技術、すなわち生産力構造にわたる記述が必要となる。前章において土地所有形態についてはその大要を示した。また家族・親族と労働力の存在形態に関しては別稿に記述される予定であるので、次にラーンナータイの伝統的農村としてのノーンパーマンの稲作技術について略述する。その際、必要なかぎりにおいて稲作の作業過程における労働力のあり方についてもふれる。

村の経済生活のあらゆる局面において商品経済は浸透しており、乾季裏作によるタバコ・大豆などの換金作物の栽培から日雇にいたるまで、村人の現金収入を求める活動はしだいに拡大してきている。しかし飯米の生産および日常の漁撈・採集などにおいて、なお自給的な性格を強くとどめている。先にもふれたごとく村人の飯米の確保は主要には雨季の稲作、とりわけ4堰がかりの水稲耕作に依存している。したがってノーンパーマンの稲作の主要な形態はこの雨季の伝統的な水耕耕作であり、以下にその作業過程の順を追って記述することによって村の稲作技術の体系を明らかにしたい。

#### 種籾・苗床・播種

雨季稲作、いわゆる *main season cultivation* は、気象的・水文の諸条件によって規定されるが、種籾 *khao chūa* の品種は伝統的に成育期間によって区分され、村で用いられる種籾品種はすべて在来種ないしは地方的に改良された感光性の稲である。北部タイのこれらの在来種はきわめて多数にのぼり、主要な形態分類だけでおそらく数百種類に達するといわれる [WATABE, 1967: p. 37]。

ノーンパーマンにおける1974年に作付された雨期の感光性の種籾の品種を、成育期間の長短によって示せば表6のごとくである。大半はモチ種であり、*lüang yai* のみがウルチ中生種であって経営農家のうち7世帯が販売のため栽培するにすぎない。も

っとも作付面積が大きく、村人の飯米として好まれるのは d5 daeng (lai d5) で、san pā t5ng は籾重量が d5 daeng にくらべて重く商品米として適している。また lāi ton khām は中生種としては感光性程度が高く、湛水期間が長く深田に適しているといわれる。村で近年作付される品種の大半はほぼ上記の3種のモチ種でしめられ、早生種、晩生種は少ない。ライ当り平均籾収量はいずれも約 60thang (1,200 l) で、中部タイにくらべて2倍近くに達する。

表6 ノーンパーマンにおける雨季稲作の在来品種

伝統的 品種区分	品 種 区 分	品 種 名 (N) モチ種, (C) ウルチ種	生育日数 (日)
khao d5 (早生種)	早生種	moei nōng (N) (d5 mūang fāng)	130
	中生種	d5 daeng (N) (lāi d5)	155~160
		san pā t5ng (N)	155~160
kam phāi (N)		155~160	
lāi mon (N)		155~160	
lāi san sāi (N)		155~160	
lūang yai (C)		155~160	
khao pī (晩生種)	晩生種	lāi daeng (N) lāi pī (N)	160~165 165

出所：1975年調査，および Chonprathān dān Phāyap, Krom Chonprathān の教示に基づく。

前年に確保された種籾は、竹で編み、水牛糞 khī khwāi, 牛糞 khī ngua もしくはヤーン油 namman nāng<sup>34)</sup> で目つぶしされた容器 bung に入れて米倉 lōng khao に保存される。これらの種籾は3日程用水路の中に浸け、さらに一晩木かげに放置して発芽させた後、苗床に播種される。

苗床は経営水田のうち比較的高い一画が選ばれ、多くは家族内労働力により、時に協働労働である等価の労働力交換 ao mǔ sai mǔ<sup>35)</sup> に依存し、半水苗床として仕立てられる。ルー族の伝統的な陸苗床はここではみられない<sup>36)</sup>。播種は基本的には男によって行なわれ、肩から腰にかけて吊さげた籾籠から散播される。種籾量は本田1ライにつき平均 0.5 thang (=10 l) 程度で、各農家で多少異なる。苗床耕起から播種にいたる苗床作業は5月末からはじまり、6月中にはほとんどの農家では終了する(写真8)。

34) nāng (*Dipterocarpus alatus*) から採取される樹油，注14)参照。

35) チェンマイの各地で呼称は異なる。中部タイでは ao raeng, khō raeng, long khack としてひろく知られている。労働交換にもとづく農作業の相互扶助の北ラオス，北タイの各農村における例は [岩田, 1964: pp. 23-24] 参照。

36) ルー族による陸苗床の慣行は東南アジアの稲作農耕技術の上ではきわめて特異な位置をしめ、すでに早く岩田などによって指摘されている [岩田, 1963: p. 34], [MOERMAN, 1968: pp. 53-54]。



写真8 半水苗床 tā kā における播種 kān wān kā (1975年6月22日)  
半水苗床は水田中の高みに設けられ、短冊状の畝として、土を少しもりあげ、畝間の溝に灌漑水を引く。また溝は播種などの作業の通路として利用される。

### 水田耕起・整地

5月末から6月初旬には苗床および本田の耕起作業が開始されるが、それと時期を同じくして幹線水路の水門が全開され各圃場に用水が入れられ、湛水状態に保たれる。犁耕は一頭びきの水牛による木製の犁 thai が用いられる。村に現存する犁の形態は、犁梢 kan tang に直接犁刃 bai thai が付けられ、犁轆 kan thai に直交する犁柱を有する有柱無床の支柱犁 thai dang と、犁梢の先端に同一木で短い犁床 hua mū (豚頭) を設けた豚頭犁 thai hua mū の二形態に大別されるが、広くランナータイにみられる前者の支柱犁がここでも卓越している<sup>37)</sup> (写真9)。

犁耕は各圃場への樋口 pāk tāng nam による用水調節によって、もっとも条件のよい箇所では約 8 niu (≒20 cm) の田面水深で行なわれ、耕深は浅く 3-4 niu (7.5-10 cm) にとどまる。犁耕は平均0.5-1.5ライほどのせまい一筆の圃場を左旋回で行なわれ、平均1日、0.6-0.8ライのペースで続行される<sup>38)</sup> (写真10)。その後、数日の水牛と人の中休みがあり、その間 8 niu 程度の深水に保たれて、雑草の犁込みと深

37) タイにおける犁の形態分類に関しては【八幡, 1965: pp. 178-186】を参照。渡部はチェンマイの支柱犁を、Hopfen の形態分類の triangular type に位置づけ、中国犁の一種としている【WATABE, 1967: p. 65】, 【HOPFEN, 1960: pp. 53-54】。

38) Sāraphī 郡の調査では犁耕1日1ライ、肥耕1日1.5ライのペースだといわれる【WATABE, 1967: p. 66】。

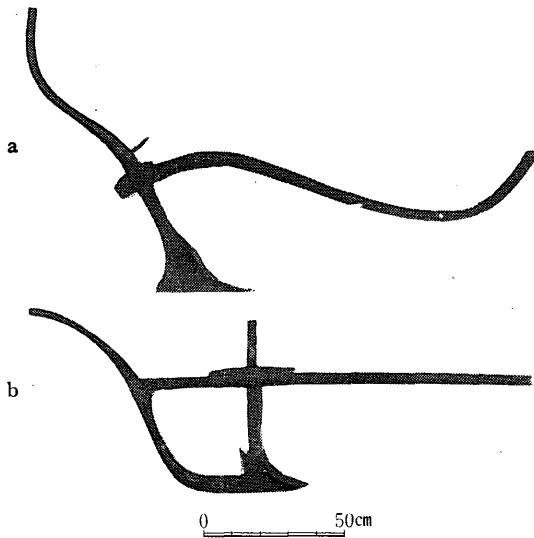


写真9 ノーンパーマンの犁の2形態

- a: 豚頭犁 thai hua mū  
b: 支柱犁 thai dang

水保持によって雑草の生育が妨げられる。この深水保持は田植時まで続けられ、ひきつづく肥耕による代かきと均平はこの深水状態において行なわれる。肥かけ *kān fūa* は中休み10日程をさして犁耕と同程度の時間と労働力が投入され、さらに田植直前における均平作業 *kān piang* をもって耕起から整地のすべての作業が完了する。その期間における作業は中休みを含めて1日0.15—0.17ライ程度で進行するが、苗床期間が30—40日であるため、それに合わせて耕起・整地作業はすべて完了されなければならない。この間の水牛使役の大半は水牛小作によってなされ、自らの水牛を有する農家は20世帯で経営農家の20%に満たない。

苗取り *kān lok kā mat kā*・移植 *kān pūk khao kā*

均平作業が終るとただちに苗取りと田植が行なわれ、7月初旬から開始されおそくとも8月中旬には終了する。村における伝統的な移植法は苗床期間30日の苗を本田に移す方法で、このような1回のみ移植の苗を *kā fōi* とよぶ。しかし7—8年来、深田 *nā hōng* における2回移植が普及しはじめ、この苗を *kā čhōm* とよんでいる。*kā čhōm* は苗代期間約15日で苗取りし、苗代面積の約2倍の本田の一部に第1回目の移植 *čhōm* を行ない、さらに30日間おき苗丈70—80cmに成長させた後、本田全域に第2回目の移植 *pūk khao kā* をする方法である。この2回移植法は *Tong Nōng*



写真10 支柱犁 *thai dang* による犁耕

耕耘はつねに左旋回で行なわれ、田面水深約 20 cm の深さに保たれる。ただし犁痕 *hōi thai* を見失うまでの深水にはされない。中部タイの水がかりのよい地域で行なわれる粗耕 *thai da*、反転耕 *thai prae* による2回耕耘はあまり見られず、圃場に水の入る適期における1回の耕耘が卓越する。

*Pāman* と *Tong Huai Sāi* の一部の深田にのみ分布し、本田への移植時期に水深が 8 *niu* (20 cm) 以上となるような圃場にのみかぎられる。*kā fōi* の場合、移植時で水深 4-5 *niu* (10-12.5 cm) に保持するのが一般的であるが、8-10 *niu* に達するような微地形的な深みの水田では田蟹 *pū nā* による幼苗への害が多いとされる。村人は2回移植法を深田における田蟹およびタイワンタガメ *maeng dā nā* (*Lethocerus indicus*) を防ぐためと一般に理解している。しかし渡部らはその他に、移植が2回くりかえされることによる過度の葉茎繁茂の抑制機能を指摘している [WATABE, 1967: pp. 69-70] (写真11)。

もっとも一般的である *kā fōi* の苗取りは、草丈 60-70 cm となった苗を一つかみつつ引きぬき、根元を直接地上か足にたたきつけて泥を落とし、両側の溝の水で洗いし、竹ヒゴで結束する。その後端切りが行なわれ、苗は 40-50 cm 程に切りそろえられる (写真12)。

苗取り後、ただちに田植えが行なわれ、その日のうちに終わるのが理想とされるが、長くとも3日間以内で完了するのが一般的である。水深約 10 cm の本田に1株5、6本、苗間隔 30-40 cm で乱雑植えされ、後退植えが一般的であるが、時に前進植えもみられる (写真13)。苗取り・移植とも男・女の双方とも行ない、家族内労働力のすべてが動員され、さらに多くの協働労働 *ao mǔ sai mǔ* に依存する。*ao mǔ sai mǔ* は

原則的には1日分の労働力を取ったら ao mǔ, 1日分の労働力を返還する sai mǔ という等価的な労働交換であるが、苗取り・移植においてはその他に1日 1 thang の粃を支給する現物日雇 kǎn hap chāng ao khao と1日10パーツの現金日雇 kǎn hap chāng ao ngoen も普及している。さらに何人かの日雇による請負移植もみられ、1ライ当り20パーツが相場である。

### 移植から登熟までの水田管理

移植後の水田管理は、水管理をのぞいてほとんどなく、除草もノンパーマンではまったく行なわれず、深水保持によって雑草が枯死すると考えられている。移植後の作業で近年の変化は、4,5年来の RD 種による乾季作の導入とともに入った化学肥料の追肥が、雨季作においても行なわれはじめたことである。それ以前から厩肥 pui khōk を基肥として耕起の段階で犁込む例はしばしばあったが、1974年においては、12世帯が移植後15-45日の間に苗の活着をまっけてきわめて少量の燐安(16-20-0)の施肥を行っており、施肥量はライ当り平均7kg前後にしかすぎない。在来種にたいするこれらの施肥の増収効果および経済性については、ノンパーマンに関するかぎり未だ明確にはしえない<sup>39)</sup>。

このような近年の変化をのぞいて、移植後の管理は伝統的には水管理のみに集中される。移植直後からしばらくは掌巾水深 nam lūk fā mǔ (4 niu=10 cm) を保持するのが理想とされ、苗の活着までの約30-40日の8月から9月初旬までの期間における各圃場の用水調節が技術上もっとも重要とされる。9月以降はモンスーン降雨の集中によって水深は増加する一方で、標準的な圃場で8-12 niu (20-30 cm), 深田で肘長



写真11 kǎn chōm 第1回目の移植(1975年6月22日)

水深 約 10 cm, 苗草丈 約 20 cm,  
1株 5,6本, 苗間隔 約 20 cm。

39) 在来種に対する少量の施肥と増収効果については[福井, 1975: pp. 338-339] 参照。





写真12 苗取り lok kā (C.T.: thōn klā) (1975年7月21日)

苗は kā fōi, 草丈約 60 cm 苗床期間35日目。短冊状の畝の苗をまず男が一つかみずつ抜き取り、足に根を叩きつけて泥を落とし、さらに畝間の溝で洗った後、後にしたがる女が竹ひこで結束 mat kā する。その後まとめて、端切りが行なわれる。



写真13 kā fōi の移植 pūk khao kā (1975年7月25日)

水深 約 15 cm, 苗草丈 約 40 cm, 1株 5,6本, 苗間隔 約 30~40 cm。

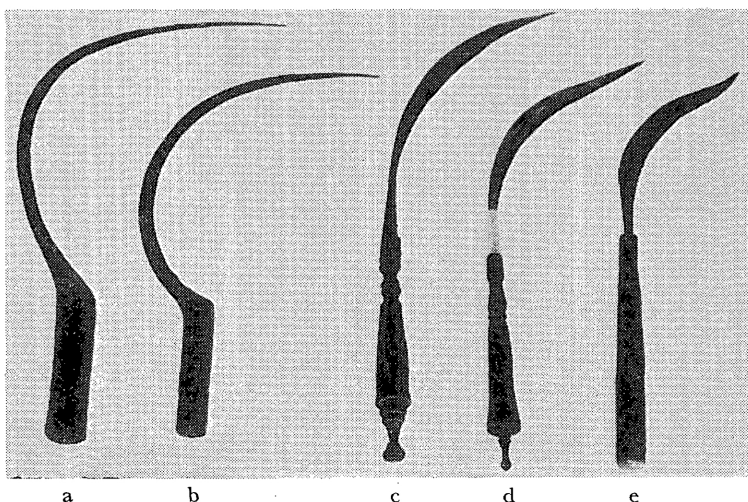


写真14 デルタの鎌と山間盆地のラーンナータイ鎌

a. デルタの深田用鎌, b. デルタの一般的な形態 (a, b.: Nakhōn Pathom 県 Dōntūm 郡),  
c, d, e. ラーンナータイ鎌 (c: Chiang Rāi 県 Phān 郡, d: Chiang Mai 県 Sārāphī 郡,  
e: Chiang Mai 県 Mae Rim 郡 Nōng Pāman 村)

sok (約 50 cm) にまで達する場合がある。稲の登熟期の11月末には幹線用水路の水門は閉じられ、各圃場から落水される。このように水田の水管理は、移植期から活着・分けつまでの栄養成長期間における用水導水による水深保持に最大の努力がはらわれ、毎朝の圃場見まわり、畦畔の土盛り・補修から樋による一筆ごとの水深調節などに村人は腐心するのが常である<sup>40)</sup>。出穂以降は9月から10月にかけての集中豪雨による洪水に対する警戒が先行し、水門の送水調整が主要な水管理となる。

#### 稲刈り・稲結束・脱穀・調整

倒伏による損失の防止と収穫の便のため落水された後、20—30日間をへて稲刈りが開始される。稲刈りの鎌 khiao はデルタの深い彎曲度のもと異なり、ラーンナータイ固有の刃幅のせまい、鋸歯状目立てをほどこした浅い三日月型の優美な形態をもっている<sup>41)</sup> (写真14)。この彎曲度の差異は稲の倒伏性、そのための稲刈り動作などに

40) 日本で一般的にみられる、畦浸透による漏水を防止するための丹念な畦塗りは行なわれな  
い。また栄養成長から生殖生長期に移行する時期における落水、すなわち中干はまったく行な  
われな  
い。

41) ラーンナータイ鎌は戦前の二瓶の研究にはみられない [二瓶, 1963: pp. 116-126]。八幡に  
よるタイの鎌の収集品のうち、南タイの Prachuap Khiri Khan で収集した鎌はラーンナータイ  
鎌にきわめて酷似している [八幡, 1965: p. 210]。この三日月型の鎌形態は南タイで固有に  
発生したものか、ラーンナータイ鎌の伝播によるものかは不明であるが、大陸部東南アジアに  
おける農具・生活用具などの物質文化の形態発生を考える場合、先にみたごとく前近代の戦争  
による捕虜奴隷としての農民の移動・流動性を背景として考慮されねばならない。また Boeles  
によるタイの収穫用具の形態分類においてもラーンナータイ鎌が欠落している [BOELES, 1966:  
pp. 49-51]。

よって形成されてきた鎌形態の差異と考えられる[渡部, 1964: p. 33], [八幡, 1965: p. 210]。雨季作の在来種の稲長は約 120-130 cm で, 乾季の RD 品種の 90-100 cm よりも高く, 直立した株を刈株約 20 cm の高さで刈りとる。RD 品種の刈株 10 cm よりもかなり高刈りとなる。したがって刈りとられた穂先は肘長 2 倍 2 s5k (約 100 cm) となり, 稲束を直接地上に打ちつける打穀 *tī khao* の動作にとってもっとも適正であるといわれる<sup>42)</sup>。

刈りとられた稲はほぼその場に放置されて 3-4 日地干しされ, その後約 3 つかみごとに竹ヒゴで結束される。さらにその圃場で 3-4 日地干しした後, 三日月竿脚付天秤 *lāo hāp khao* に稲束をまたがせて懸けられ打穀場まで男によって運搬されて穂を上にして稲堆が築かれる。打穀場 *talāng (tālāng)* は経営圃場の中の高燥な地点がえらばれ, 刈株 *tō fūang* を除去してほぼ 6-10 m (12-20 m) 一辺の四辺形の間が用意される。次に水牛にその場を踏みかためさせ, さらに地面のひび割れや穴を, 水を加えた水牛糞で注意深くぬりつぶして乾燥させて, 打穀された粃米の損失をふせぐ。打穀の際は結束された稲束を両手で持って軽く地上に打ちつけ, 脱粒性が高いためか, さほど強打することはない。二, 三度打った後, ココヤシの果実をとった残りの花序 *d5k bapāo* で数回稲束に残った粃をはたいて脱落させる。脱落した粃は粃よせ *mai tamta* で集めて粃山とし, 粃掬い *phāk čhō khao* で一人が粃を空中に放り投げ, 一人ないし二人が風選団扇 *kāwī khao* を一対づつ持ってあおいで落下してくる粃を選別する。

このように脱穀風選された粃は粃計量桶 *thang tuang khao* (20 l 入) で計量され, とりわけ小作農の場合, 脱穀風選が完了した脱穀場で小作料の計量が行なわれて地主に支払われる。ついで牛車に積みこまれて各家の米倉に搬入される。

稲刈りから米倉への搬入までの作業は, 各経営農家ごとに行なわれ, 各世帯の労働力が中心となるが, 家族外の労働力の調達は各作業段階ごとに若干異なる。まず稲刈り作業は登熟した稲の収穫適期に短期間のうちに集中的に完了しなければならず, 苗取り・移植と同様に, 伝統的に協働労働に依存して大量の労働力が調達される。ao mǔ sai mǔ の無償の労働交換の他に, 現物・現金日雇もかなりみられる。稲束の結束作業においては家族が中心となり ao mǔ sai mǔ の労働力も少なく, また日雇も少なくなる。一方脱穀作業は家族も参加するが, 何人かの村の 12, 3 才から 20 才前後までの若者を雇って, 多くは 12 月の夜間の涼気の中で行なわれる。各圃場の打穀場には石油ランプが灯され, 食事・酒が供されて, 若き男女の語らいの場となり, メーリ

42) Chiang Kham のルー族の稲刈りでは約 50 cm の刈株が残されるといわれる[岩田, 1963: p. 32]。